

【Q14】 国際取引でよく見かける、Memorandum of Agreement と題する文書がありますが、通常の契約書と効力の上で違いはあるのでしょうか。

【A14】 国際取引で使われることの多い英文契約は、形式面でかなりバラエティに富んでいます。とくに、レターアグリーメントといって、書簡形式で正式な契約と同様の効力をもたせるものがあり、国内取引の場合と比べて大きな特色になっています。また、レター形式の文書のなかには、ふつうのビジネスレターと形式上はまったく区別はつかず、内容的にみても法的効力があるかないか、あいまいなものが含まれています。

実務的には、コントラクトやアグリーメントといった表題がいっさい使われず、1通のレターにすぎないものが法的拘束力をもったりする点が重要です。法的拘束力を見極めなければならぬわけですが、文書のタイトルにはあまりこだわらずに中身をよく吟味することに重点をおくべきでしょう。とはいっても、一般的により正式で法的効力が強いとされている文書から順に表題別に並べてみると以下ようになります。

deed 「捺印契約(証書)」

contract 「契約」

agreement 「合意書」, 「協定書」

memorandum of agreement(MOA)

memorandum 「覚書」

memorandum of understanding(MOU)

letter of intent 「予備的合意書」

ここで注意していただきたいのは、上記の順序はあくまで実務的な目安であることです。ただ、deed, contract は、英米法に正式かつ特有で、大陸法にはない概念です。大陸法の下では、申込みと承諾の意思表示が合致し合意が形成されれば、それで契約が成立することになります。したがって、deed, contract, および agreement の順は、より正式なものから正確に並べられていると思ってよいでしょう。

memorandum of agreement(MOA)以下は、実務的な“あだ名”のような使い方がされており、順序も下にいくほどより正式でないとは必ずしもいえません。ただ、memorandum は、ニュアンス的に契約書よりはインフォーマルな内容、あるいは正式契約に比べて予備的な内容の文書に使います。これに「覚書」の訳をあててみたのもそのためです。

これらのややインフォーマルな内容の文書をレター・オブ・インテント (letter of intent) と総称することもあるようですが、memorandum や memorandum of agreement は、レター形式をとらず、ふつうの契約書と同じように署名し、作成するのが一般的です。

もう一つ重要なのは、これらの文書の法的効力は、deed, contract を除いていずれも、タイトルによって決まるのではなく内容次第であることおよび、取引ごとに相対的に論ずることです。たとえば、企業を丸ごと売り買いするのに近い M&A のための大きな契約のために作成されたレター・オブ・インテント(L/I)が、小さな売買契約よりも詳細に書かれ、

分量もずっと多いことだってあります。

また、**memorandum of agreement** と表題がなっているので正式な契約ではないと思いがちですが、それがその取引におけるほとんど唯一の契約文書であったとしても、それほどおかしくはありません。

あくまでタイトルや表題にとらわれずに、ただそれらを目安として参考にしつつ法的拘束力の有無、程度を見極めることです。MOA 以下の文書には **heads of agreement** という表題を使うこともありますので、あわせておぼえておくといよいでしょう。この場合の **head** は、「主な項目」、「見出し」、「眼目」といった意味があります。

(弁護士 長谷川俊明)